

前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務
基本仕様書（案）

1 目的

本市中心街に近接する前原・横渚海岸は日本の渚百選に選ばれながらも、前原海水浴場における海水浴客は平成22年の5万6千人から平成28年の3万人と、2万6千人、46.4%の減少となっており、周辺のサーフポイントにおける入込数についても、平成22年の9万6千人から平成27年7万6千人と、2万人、20%の減少となっている。これは、安全で安心な海辺利用の環境が十分に確保されていないことや、海に対する東日本大震災における津波被害への連想等の理由により、地域での消費が期待される家族連れから敬遠されるなど、海辺に対する魅力が総じて低下しているためと考えられている。

このような海辺の魅力が低下したことによる海水浴客等の減少に加え、海岸の活用が夏期に限られ、商店等が立地しにくい環境にあることや、市民の文化交流において中心的な役割を果たしてきた市民会館の老朽化による機能低下等により、商店街において多くの空き店舗が発生するなど周辺地域の賑わいの消失につながっている状況となっている。

本業務は、これら課題を整理し、美しい海岸を有する本市の特性を生かし、前原横渚海岸を核にフィッシャリーナからプロムナードを経て、市民会館、市営プール、東条海岸に至るまでの一帯の魅力の増進、加えて、新たな商業環境の創出、既成商店街の再生なども見据え、商業機能の活性化を図ることも含めた、前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画を策定することを目的とする。

2 業務内容

(1) 資料収集整理

フィッシャリーナから前原横渚海岸、東条海岸にかけての後背地を含む、現地状況（商店等の営業状況含）や写真、対象地域の地図情報、既存の資料、データ等を収集し整理する。

(2) ヒアリング調査

収集した資料に基づき、収集した資料や市が設置する「前原横渚海岸周辺の魅力づくり検討委員会」（以下「検討委員会」という。）での議論を踏まえて、関係団体・地域住民等から課題や要望を把握する。

(3) 前原横渚海岸周辺の現状と課題の整理

上記の調査結果に基づき現状と課題を分類整理する。

(4) 事例調査

前原横渚海岸周辺での課題に類似した解決事例や方策を収集し、前原横渚海岸周辺での課題と対比しつつ整理する。なお、調査は実地調査の他、文献、WEB検索等を基本とする。

(5) 認知度・来訪者意識調査

鴨川市及び前原横渚海岸の認知度や来訪意思について調査する。なお、調査はWEBによるGAP調査を基本とする。

(6) 利活用方法の検討、課題の洗い出し

前項目までの結果を分析し、課題解決に向けた基本方針、段階やスケジュール、事例を参考とした具体的方策を抽出する。

(7) 検討委員会の運営支援

「前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画」の策定に当たり、検討委員会に諮り、その内容について精査する。本業務では、検討委員会の運営について以下に記す支援業務を実施する。

(検討委員会)

- ・開催回数（平成28年度）：10月以降に4回程度予定
- ・メンバー構成：鴨川市観光協会、鴨川市商工会、鴨川市漁業協同組合、鴨川温泉旅館業協同組合、城西国際大学観光学部、文理開成高等学校、鴨川ライフセービングクラブ、鴨川シーワールド、鴨川市青年会議所、鴨川ライオンズクラブ若獅子支部、サーフィン関係者、スポーツ等を通じて健康づくりを推進する団体、鴨川ガイド協会、市外からの移住者、関係行政機関の18名で構成

(実施する支援業務)

- ・会議資料の準備
- ・委員への連絡調整
- ・会議録の作成
- ・その他

(8) シンポジウム企画・運営支援

地域住民への周知や意見収集を目的とする、前原横渚海岸周辺の魅力づくりをテーマとした市民向けシンポジウム及び鴨川市にある2大学（城西国際大学観光学部・亀田医療大学）の学生を対象としたシンポジウム（いずれも12月頃開催予定）等の企画・運営支援を実施する。

(実施する支援業務)

- ・シンポジウムの企画

- ・シンポジウム資料の準備
- ・記録の作成
- ・その他開催する市民向け説明会の準備
- ・その他

(9) 計画書の策定

以上の調査結果及び検討結果等を基に、計画書を策定する。

(検討事項)

- ・将来像
- ・具体的な土地の利活用方法
- ・計画期間、計画を通じた目標
- ・実現に向けた課題
- ・計画策定後の実施事項
- ・事業計画骨子の作成、事業ごとに実施が望ましい事業主体の抽出
- ・その他

(10) 合意形成に係る支援

市が実施する合意形成の取組（パブリックコメント等）の実施に際し、必要となる資料を作成する。

(11) 報告書の作成

(1)～(10)の業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

3 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・計画書 A4版簡易製本 80部
- ・報告書 A4版簡易製本 5部
- ・計画書及び報告書の電子データ 一式
- ・その他参考資料電子データ 一式

4 打合せ協議

本業務を進めるに当たり、業務着手時、中間（3回）、業務完了時の計5回程度、打合せ協議を本市で行うものとする。

なお、上記打合せ協議において、検討委員会委員長及び副委員長とともに計画書策定業務の進捗状況の確認を行うものとする。

5 履行期間

契約日の翌日から平成29年3月24日（金）までとする。

6 その他

- (1) 業務の遂行に当たって必要となる本市の図書等は、事前に協議の上、本市が貸与する。
- (2) 本業務には、専門技術者等、十分な業務遂行能力を有する者が管理者として従事するものとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議の上決定する。
- (4) 本仕様書に定めがない事項に関しては、本市と受託者の協議の上決定する。

以上